

# 郡上市立口明方小学校 いじめ防止基本方針

令和3年度版 (R2. 6月改定)

ここに定める「口明方小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## いじめの「法」における定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1. 学校の基本理念

いじめられる子にとって、いじめは現在の苦痛で終わらない。いじめられ続けることで、自分自身の存在価値・自己有用感を感じることができなくなる。自分らしいものの感じ方や判断力も失っていく。これは人格・人権の否定であり、将来にわたる可能性を、時にはかけがえのない命まで失うことにもつながる。断じて許すことはできない。

学校は、集団の中で個が育つ場である。個々の児童にはそれぞれに特性や事情があり、一人一人に、自分自身のことや他者との関わりのこと等、その時々の発達課題がある。それらは児童にとってストレスになることもあるが、それを乗り越える過程で、他者とのよりよい関わり方や自己実現する方法を互いに学び合って成長する。しかし、時には他者との不本意な関わりや過度の競争、偏ったものの見方や評価等も生じる。これらが過剰なストレッサーになると、深刻なストレスに囚われそれに対処しきれず、自分についても他者についても正当な認識ができなくなる児童が現れることがある。これがいじめ発生の誘因になる。こう考えれば、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る。しかもそれは、常に敏感なアンテナで感じようとしなければ見付けにくい。

## 2. 学校としての構え

- (1) 児童の生命を守りきることを最優先に考え、児童の心身の安全・安心を確保するために、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行う。
- (2) 校長・教頭のリーダーシップのもと、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- (3) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、道徳の時間や特別活動を中心としながら、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (4) 児童会活動や学級活動を通し、自治的・自発的な活動を展開していくなかで、望ましい人間関係や集団としてのまとまりを育成し、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- (5) いじめが解消したと即断することなく、全教職員が当事者意識を持って、児童の気持ちにより添い、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- (6) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景

にある事情の調査を行い、児童の感じている被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを正しく判断する。

### 3. いじめ未然防止のための指導

#### (1) いじめは人間として絶対に許されないという意識を徹底する。

以下(2)～(4)を踏まえた教育課程を核とし、学校におけるすべての指導を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という価値観を育てる。

すべての児童が、いじめられる子のつらさや苦しさ、悲しさを想像し「人をこんなに苦しませる人間には絶対なりたくない。自分はいじめを絶対しない」という気持ちをもつよう、心に深く沁み込む話を語り聞かせたり、読み聞かせたりする。

#### (2) 一人一人の子どもにかけがえのない自分を実感させるとともに、発達課題やストレスを成長の糧とし、よりよく生きようとするたくましさを身に付けさせる。【たくましさ】

##### ① 「力をつける・力を生かす」を自覚させる指導過程

活動には次に示す指導過程を位置づける。何のために誰のためにと意味と值打ちを考える。「力をつける・力を生かす」自覚を促し、かけがえのない自分に気づかせる。

見つめる →夢と課題を自覚する →具体で見通す  
→試行錯誤と創意工夫でやりぬく →よさを認め合う・よさをまねる →喜び合う

児童の実態を職員は常に共通理解し合い、保護者と連携し合って指導する。

##### ② 自己有用感が高まる学級経営を全学級で実践

上記①の指導を個と学級集団の両側面で行い、学級目標の具現をめざす。全学級で確かな実践が積まれるよう、次の2つの方策を実施する。

###### ○学級経営交流会の実施：5月・10月 具体的取組の交流は職員会議で行う。

児童一人一人の、学級への所属感や自己有用感を、多面的・客観的に把握する。

###### ○学年部集会の定期的な位置付け

##### ③ 自分の言葉で語らせる指導

各種集会での代表児童の話をはじめ感想発表等、児童が語る場において、話し方のうまさではなくその子自身の感じ方や価値観から出た言葉であることを大切にする。

自分の言葉で自分を表現する経験を積ませることにより、自己表現ができないという強いストレッサーが生じないようにする。

##### ④ 「呼びかけ・働きかけ」のある児童会活動…役割を果たす体験の蓄積

###### ○委員会活動・代表委員会

願いを込めた「呼びかけ・働きかけ」に応えてもらえることは自己有用感の高まりにつながる。「呼びかけ・働きかけ」に応えることは相手の思いを受け止め共に行動する力を高めることにつながる。

###### ○なかよし班活動

なかよし班は、全校児童を12の班に分けた異年齢集団である。

- ・下学年に対する適切なリーダーシップを發揮して自己有用感を高める。
- ・できることや考えることに違いがあっても、よさに目を向け合えば、助け合ったり折り合いをつけたりしながら共に活動できることを学ぶ。
- ・立派な態度に憧れたり、ひたむきな姿に愛おしさを感じたりして、人と関わってこそ生まれる人間らしい豊かな感情があることを知る。

**(3)一人一人の子どもに、確かな根拠に基づいて論理的に考え方判断する力・自分を的確に表現する力を付けるとともに、美しいものや素晴らしいものに感動する素直でしなやかな感性を育む。**

**【かしこさ】**

**①教科の本質を求めた授業づくり**

各教科や各領域における指導では、指導事項・指導内容の理解と定着のみを目的とするのではなく、それらを通してどのようなものの見方や考え方を身に付けさせたいのか、どのように自己表現させたいのかを明らかにし、教科の本質を求めた授業づくりをする。

そのために、教諭個々の専門又は得意教科・領域では、特に意図して研修に取り組む。

**②個に確かな学力をつける指導**

児童が「分かる・できる・もっとやりたい」と実感する授業をめざす。特に次の4点に着眼した授業改善に努めて、学習における子どものストレッサーを減じる。

○児童に「できそうだ」と感じさせる導入…考え方づくりの土台となる既習事項を明示したり、活動を通して学び方を理解させたりする。

○児童の姿で表現した評価規準…教えすぎない、待たせすぎない授業の必須条件。  
授業のねらいの達成度を、個々の児童の姿で確実に把握する。

○小グループによる学習…個々が説明する、教え合う等の学び合いのある授業。

言語活動を通した学習で、学習内容の着実な定着を図るとともに、個々の活躍の場の確保により、児童の、授業への満足感を高める。

○終末の充実…まとめを自分で書くことや評価カード等の利用により、学んだ実感と自己有用感を味わえる場を位置づける。

○伝え合う力をつける学習目標…各学級で具体的行動目標を決め、技能面の指導と意味指導の両面から全学級で重点的に取り組む。言葉の大切さを理解させ、言葉で伝え合う力を高めて、人間関係の無用なトラブルを回避する力をつける。

- ・聞くこと：話し手が安心できる態度で聞く。(集団規律)  
内容を的確に聞きとり、反応する(技能：指導要領参照)
- ・話すこと：聞き手に分かってもらおうとする態度で話す。(集団規律)  
内容を的確に話し、反応を確かめる。(技能：指導要領参照)
- ・話し合うこと：共感的な態度で同席する。(集団規律)

○自ら学ぶ力の育成…自ら学ぶ力の高まりは、自律の力と夢を描く力につながる。

**③本物に出会う学習・体験的活動の重視**

感動や憧れを生む出会い、挑戦や試行錯誤のある活動、できた喜びを感じ合う活動等、自覚と実感のある学習活動を行い、豊かな感性と認め合い許し合う心を育む。

- ・体験的活動を多く取り入れた総合的な学習の時間
- ・自分たちで考え実現させる、運動会と学習発表会
- ・多様な他者との関わりを体験的に学ぶ異年齢集団活動
- ・その他（芸術鑑賞やスポーツ体験等、機会があれば可能な限り実施する）

**④情報を的確に活用する能力の育成**

通信型ゲーム機やスマートフォン等の的確な取扱い方を学ぶ機会を、教職員向け・児童向け・保護者向けにそれぞれ設定し、子どもが、インターネット上やSNS使用によ

っておこる誹謗中傷等の様々なトラブルに巻き込まれないようにする。

専門的な知識を得るために、外部講師を依頼する。

- ・教職員の研修事項：機器の特性と、必要な指導事項の明確化。
- ・保護者の研修事項：機器がはらむ危険と、危険回避の方策。親の役割。

## ⑤読書 低学年…100 冊 中学年…80 冊 高学年…60 冊

読書を通じて豊かな心を育む。

### **(4)一人一人を認め支え合い、共生の心で関わり合う集団を育てる。【おもいやり】**

#### ①安心して所属できる集団の育成

##### ○生活目標への取組

郡上市の三つの大切活動「あいさつ・言葉・働くこと」を、人とよりよく関わり、共に高まろうとする力を培うための生活目標の項目にする。

- ・「自分から・誰とでも・元気な：あいさつ」を広げること

あいさつの意味指導を繰り返し、あいさつをすることは、願う自分（思いやりのある自分 友だちを大切にする自分）に近づく道という意識を定着させる。

- ・「ぽかぽか言葉」を広げること

自分たちが日常生活でよく使う言葉を、言われてうれしい or 言われて悲しいの観点で見つめさせ、言われてうれしいぽかぽか言葉を広める指導をする。

- ・みんなで働き学校を美しくして、落ち着いた生活をすること

毎日の掃除は異年齢集団（なかよしチーム）で行う。一人一人できる仕事には違いがあることを理解し合いつつ、できることを精一杯やることと、それでもできないことを助け合うことに高い価値があることを体感させる。

学校を美しくするために自分には何ができるか考え、トイレのスリッパそろえ黒板拭き、靴箱の靴そろえ、花を持ってくること等、自分で決めて取り組ませる。決めたことを実行している姿を「よさ」として認め合い、自己有用感につなげる。

##### ○想像力を高める指導

他を思いやる行動の源は想像力である。教師の一方的な指示ではなく、児童自身に想像させる指導を大切にする。

#### ②かけがえのない、自分・仲間・命について考え、命を守る力を高める取組

##### ○思いやりの心と集団の一員としての自覚に重点を置いた道徳教育

道徳の授業では特に、自己を見つめる場に十分な時間をかける。

地域の行事や伝統芸能、公民館活動との連携を密にし、実践力を高める。

重点項目：思いやり・親切、勤労・奉仕、生命尊重（八幡中学校区連携）

##### ○命のつながりを考える日

3月11日前後を「命のつながりを考える日」とし、全児童及び職員で、かけがえのない命について考え合う。

##### ○「自己を見つめ、自己の弱さに気づき克服しようとする子」を育てる人権教育

学級経営を核として、ひびきあいの日につながる年間を通して計画的な取組を節目に偏見や差別を許さない自分になろうとする意欲と、思いやりの心で進んで関わろうとする気持ちを育てる指導を行う。

4月	学級目標を決める。「いじめをしない、させない学級にするために、一人一人の夢や願いを実現させる学級にするために」個人の目標を決める。「なりたい自分を描く」
7月	人権七夕の取組
9月	成長・課題を明らかにし、目標に向かう気持ちを新たにする。
12月	ひびきあい週間の取組 ・「いじめをしない、させない学級」になっているか話し合う。 ・七夕の短冊に書いた願いから自己を見つめ、新たな願いを持つ。 ・児童会委員会によるキャンペーン活動、アンケート調査 ・ひびきあい集会
3月	命のつながりを考える日の取組 学級目標、個人の目標の達成度を確かめ合い、成長を喜び合う。

## 4. いじめの早期発見のための取組

### (1)アンケート調査と教育相談等による実態把握

#### ①児童対象アンケート

ア：心のアンケート：学校生活や家庭生活全般の状況について問うもの

<5月 10月 1月>

イ：いじめのアンケート：いじめに関する内容に特化したもの

<6月 12月>

ウ：問題行動調査・岐阜県いじめ調査の実施

○アンケート後、担任が、学級の児童一人一人と教育相談をする。

教育相談に当てる時間は、教務主任による時間割調整等で計画的に取る。

○アンケートの回答に特に気になることがあれば、すぐ生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は教頭に連絡・相談し、必要に応じて校内いじめ防止・対策委員会を開き、複数の教員で聞き取り等の事実確認や指導を行う。

○心のアンケートの結果や、教育相談の内容等については教育相談担当職員が全容を把握し、一覧にまとめるなどして全職員の共通理解を図る。

#### ②児童会活動と連動した取組

○児童と共に、ぽかぽか言葉の意味を理解し広める活動を行う。

生活目標・キャンペーン活動 → 人権週間（ひびきあい週間）

#### ③教育相談

○児童対象の教育相談は、各種アンケート後には全児童を対象、その他隨時行う。

教師は別紙1を基本姿勢とし、信頼関係構築と的確な実態把握に努める。<別紙1>

○保護者対象教育相談日を設け、案内を毎月配付して希望者に対応する。

必要に応じて、学校側から、教育相談を促す働きかけをする。

- ・全職員誰もが関わることができ、いつでも対応できる相談体制であることを保護者に伝えておく

#### ④地域の関係者との連携

放課後児童クラブの指導員やスポーツ少年団の指導者、公民館関係者、食料品店・コンビニエンスストアの従事者等と機会を見付けて話し、児童のそぶりや人間関係で気になる

様子はないかを尋ねる。

#### ⑤ＱＵの実施

### (2) 日常的・意識的な観察と、職員集団での情報の共有

#### ①職員個々は、日常的に児童の様子を観察し、変化を敏感につかむ。

隔月 1回（奇数月第1木曜の生徒指導打ち合わせの前）はチェックシートを使って担任する児童の様子を確認する。<別紙2>

#### ②毎週木曜放課後の、生徒指導交流会

職員個々が把握した事実やそれから推測したことを交流し合う。一見別々の出来事に思える事柄も、つなげて考えると、その裏の日常的な人間関係が見えてくる場合がある。知っていることや感じていることを共有することで、複数の目で、児童一人一人の心情や人間関係をより的確に掴むようにする。

### (3) 児童とともに早期発見に努める取組

#### 「あつたらどうする」「見たらどうする」を具体的に指導しておく。

○学級活動や集会、心のアンケート実施の前後などで児童に次のことを繰り返し伝える。

- ・つらい思いをした時は、先生、家の人、友だちなどの内で、一番話しやすい人に話す。  
学校には大勢の先生がいるので、担任だけでなくどの先生に話してもよいこと。
- ・つらい思いをしていることを友だちから相談されたり、つらそうにしている様子を見たり聞いたりした時は、先生、家の人、友だちなどの内で、一番話しやすい人に話す。  
見たり聞いたりしたのが学校なら、できるだけ先生に話すこと。  
学校には大勢の先生がいるので、担任だけでなくどの先生に話してもよいこと。

○学級懇談等の保護者が集まる場で、次のことを繰り返し伝える。

- ・子どもたちに、上記の話を繰り返ししていること。
- ・子どもが、自分自身や友だちがつらい思いをしていることを話したら、まずはじっくり聞いてほしいこと。
- ・いじめの心配がある時は、学校へ連絡してほしいこと。（窓口は、担任または教頭）

## 5. いじめへの対応

### (1) 基本ルール：組織的な対応 = 組織で情報を集め、組織で判断し、組織で動く

#### ①何よりもまず、いじめられている児童の、体と心の安心安全を守る。

#### ②迅速に「報告・連絡・相談」し、必ず組織で動く。

発見当日のうちに校内いじめ対策委員会を開き、指導の方向と役割を明確にする。

#### ③「教育」の視点を失わず、問題収束から人間関係改善まで誠実に指導し切る。

### (2) 初期対応

#### ①現場を目撃した時の対応

○被害者を守る。

- ・毅然とした態度でいじめを止める。
- ・被害者の状況を確認する。（けが等の有無・心の状態）

○応援を呼ぶ。

- ・周りの児童に依頼したり、近くの教室に声をかけたりする。

○いじめの状況を可能な限り把握す【6】

- ・加害者、何らかのかかわりがあった児童、見ていた児童は誰か。
- ・教師の発見まで、どんな状況であったか。
- ・いじめの状況を示す物等があれば、保管する。

**②噂や訴え（アンケートや教育相談での発見を含む）があった時の対応**

○どんな噂や訴えも聞き流したり決めつけたりせず、下記の意識を持って必ず話を聞く。

○聞き取りをする前に、いじめが起きている可能性があることを生徒指導主事に報告する。生徒指導主事又は教頭の指示に従い、必要に応じて複数の教師で聞き取りをする。

○児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき、その時点では『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と学校が考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

○聞き取りをしたら概要を時系列で記し、教職員で情報を共有できるよう準備する。

《事実確認の目的：教師のする事実確認は、警察のそれとは目的が違う。》

・私たちの求める事実とは、該当児童の「言動」「した時、された時の思いや事情」

「事前事後の思いや事情」「他の人間との関わり」等

・事実確認をするということは、その子を丸ごと理解しようと努力すること。

子どもの言動にはその子なりの物の見方や考え方によると、その子なりの理由がある。  
だから、話す子の立場になって最後までじっくり聞く。

子どもの話の中で、次の事柄が曖昧ならば穏やかに確認する。

いつ（いつからいつまで）？ 誰が？ 誰に？ どこで？ どんなことを？

どのくらい？ どうして？ そのことを知っている人は？

・話を聞き終わったら、次のようなメッセージを心に届ける。

…いじめられている児童に→「どんな理由があろうといじめはいけないこと。

だから、これ以上苦しませないよ、安心してほしい」

…いじめがあることを教えてくれた児童に

→「あなたは、友だちを大事に思う優しさと正しいことをする勇気がある子」

**③記録を残す**

○聞き取りや指導の経過等の情報を、5W1Hに注意して具体的に記録する。

**(3)指導・援助**

**①校内組織で指導・援助をする場合**

いじめ対策委員会を開き、事実に基づき、指導内容、指導方法（役割分担を含む）と、保護者対応の仕方等を共通理解する。

○個への指導

⑦被害児童

- ・まず教師が心の支えとなるよう寄り添い、声をかけ続け、安定するまで見守る。
- ・学級の班や係のメンバー、所属集団ごとの座席等を配慮し、信頼できる仲間が身近にいることを実感させる。
- ・学級で安心して力を發揮できるよう、教科等の学習や係活動の内容や方法を工夫する。
- ・仲間の認めと応援が本人に伝わるよう、場や方法を工夫する。

### ①加害児童

- ・その子の物の見方や考え方の、どこを正し、どこを伸ばす指導をするかを決める。  
(指導するための心の琴線を見極める。)
- ・自分がしたこと、その結果どうな 【7】自分で話させる。【したことを認める】
- ・「いじめ行為をする前、していた時」の気持ち、「今」の気持ちを話させる。心の動きを語らせ、いじめは決して許されないことを自覚させる。【自己を見つめる】
- ・被害者の安心を得るために何ができるか、自身の生活のどこを改善するか、それをどうやって評価するかについて考えさせ、決めさせる。【自己啓発から行動へ】
- ・仲間からの認めの場を位置づけ、教師の見届けの方法を決めて継続的に指導する。

※スクールカウンセラーとの面談ができることを伝え、希望の有無を確かめる。

### ○集団への指導

- ・「みんなが安心して自分の力を伸ばせる学級」にするには、一人一人がどうすればいいか、仲間で何ができるかを考えさせる。被害児童の心情を十分考慮し、事実の取り上げ方や扱い方は、校内いじめ対策委員会の方針に従い慎重に行う。
- ・場合によっては、学年部集会、全校集会を開き、皆で考える場を持つ。

### ○家庭への対応

※被害者、加害者双方にわだかまりが残らないよう配慮して対応する。

※要求や必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

### ⑦被害児童の保護者

- ・「すべてはその子のために」という気持ちを伝え、誠意をもって対応する。
- ・状況に応じて、家庭訪問するか来校を願うかを決める。  
校内いじめ対策委員会の方針に従い、教頭を含む複数の教職員で対応する。
- ・懇談は目的（状況説明、経過報告、謝罪、今後の指導 等）を明確にして行い、学校の指導について理解と協力を求める。
- ・懇談後は継続的に連絡を取り、安心感を抱いてもらえるように努める。

### ①加害児童の保護者

- ・児童本人が何をしたかを率直に認めてもらう。
- ・被害児童本人とその保護者の安心を得るために何ができるか考えてもらう。
- ・学校の、児童本人への指導と集団への指導について理解を求め、学校と保護者が協力し合って子どもを育てようという意識をもってもらう。

### ②関係諸機関と連携した指導が必要な場合【重大事態】

○重大事態が起こった時は、以下の対応を行う。

◇いじめにより児童の心身または財産等に重大な被害が生じた疑いがある時

◇連続する欠席の理由にいじめが疑われる場合

- ・市教育委員会へ報告し、指示を受ける。
- ・児童の心身、または財産等に重大な被害の恐れがある時は、速やかに警察署へ通報し適切な援助を得る。(触法行為・ネットトラブル等)
- ・必要に応じて他の関係諸機関とも効果的に連携する。
- ・市教育委員会、関係諸機関と連絡を取りつつ、①に記した指導・援助を適切に行う。
- ・市教育委員会の指導のもとに調査を行った場合は、結果を迅速に報告するとともに、資料として重要なことがあると予想されるため、5年間保存する。

<市教育委員会との連携>

- ・生徒指導主事は、時系列で事案を整理する。

<他の関係諸機関との連携>

○他校

<ul style="list-style-type: none"> <li>教頭は、電話で概要を連絡する。 その後「問題行動報告書」により、迅速適切に報告する。場合によっては校長または教頭は、出向いて指示を得る。</li> <li>事務職員は、学校職員の動きを時系列で記録する。</li> <li>教頭は、問題が一区切りしたところで事案と一連の人の動き等を時系列で記録する。</li> </ul>	<p>子どもの関係が複数校にまたがる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童家庭課 家庭に複雑な問題がある場合</li> <li>○子ども相談センター 児童の一時保護や施設の入所を検討する場合</li> </ul>
---	--

## 6. 教職員の意識・指導力の向上

口明方小学校の職員は、「いじめをしない、させない文化を持つ学校」を創るために、常に次の努力を怠らず、研修に努める。

- 児童理解力を高め、一人一人の児童の自己有用感と意欲を引き出す指導力を身に付ける。
- 鋭敏な人権感覚で自分自身の言動を律するとともに、人権感覚に反する他者の言動を決して見過ごさず、毅然とした態度で対応する。
- 「子どもの命と人権を守り抜く」という観点を持って教育活動を展開する。

### (1)研修

- ①年度始めに、「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
- ②年度始めに、「児童理解力」の具体と、高める努力の在り方等について共通理解を図る。
- ③人権七夕、ひびきあい週間に、人権感覚をチェックシートで確かめる。<別紙3>
- ④全職員対象の現職研修を、下記の予定で行う。この他、各自が自主的な研修に努める。

月	研修の概要と利用資料
4	○いじめの未然防止：口小いじめ防止基本方針 P1～P8
5	○いじめの未然防止と学級経営：生徒指導リーフ：Leaf8 いじめの未然防止 I (平成24年9月発行 国立教育政策研究所) ○QUの実施
7	○教育相談：教育相談 これだけは (平成25年9月配付 岐阜県教育委員会)
8	○夏休み明け初日を笑顔で迎えるために
10	○いじめ防止 ※学校評価結果の分析、改善案立案と関連させる。
11	○いじめの未然防止と学級経営：生徒指導リーフ：Leaf9 いじめの未然防止 II (平成24年9月発行 国立教育政策研究所) ○不登校問題の現状と解決策、自殺予防教育
12	○いじめの未然防止と学級経営：QUを活用した児童理解と学級経営

### (2)学校評価

いじめの未然防止、早期発見、初期対応と指導・援助を的確に行うため、学校評価に次の項目を入れる。

- ①いじめ防止基本方針の、3の(1)～(4)に関すること…未然防止に関すること
- ②いじめ防止基本方針の、4の(1)～(3)に関すること…早期発見に関すること
- ③いじめ防止基本方針の、5の(1)(2)に関すること…初期対応に関すること
- ④いじめ防止基本方針の、7に関すること…組織と指導体制に関すること

## 7. いじめ防止対策のための組織と体制

< P 1 : 指導部会 >



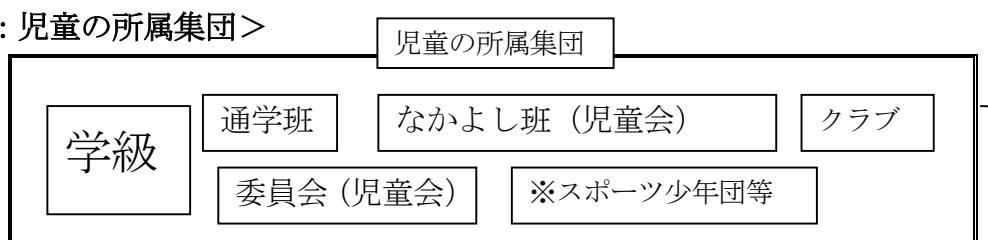
子どもたちに確かな力「学ぶ・共に創る・命を守る」を付けるための具体的な指導内容・指導方法・指導計画等を定期的に提案する。

< P 2 : 学年部会 >



指導部会からの提案内容を発達の段階に応じて具体化

< D・C : 児童の所属集団 >



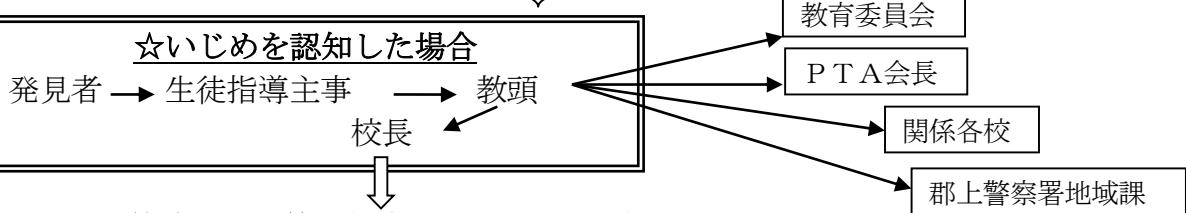
教育相談

保護者との懇談 児童との懇談  
児童への心のアンケート

生徒指導交流

毎週木曜 16:30～

P いじめを未然防止する  
指導プラン作成  
C D 見届け・見守り  
指導・見守り評価



< A : いじめ未然防止・対策委員会 > 法：第 22 条に基づく委員会

構成員

◇校内委員会	校長	教頭	生徒指導主事	教務主任	養護教諭	教育相談主任
	学年部長	該当担任				
◇拡大委員会	P T A会長	主任児童委員	民生児童委員	公民館長		
	【※1 スクールカウンセラー】		行政機関担当者 (市教委・子相・児童家庭課)			
	【※2 学校保健安全委員会の委員】		※1、※2は重大事態が起こった場合			

○事実確認：出来事を時系列で整理…【担任、生指】

- ・事実の聞き取り調査：該当児童 周辺児童 保護者【校内委員会メンバー】
- ・アンケート調査：該当児童 周辺児童【校内委員会メンバー】
- ・該当児童の人間関係紙上整理（問題に関わった児童 所属集団 家庭）…【担任】
- ・心情把握：該当児童 周辺児童 保護者…【拡大委員会メンバー】

○児童への指導（直接指導および保護者や関係諸機関と連携した指導）

- ・いじめを受けた児童【担任、生指、教頭等：個に応じた適任者で対応】
- ・いじめをした児童【担任、生指、教頭等：個に応じた適任者で対応】
- ・周辺を取り巻く児童、該当児童が所属する集団の児童【担任、生指、担当者等】
- ・全校児童【生指、教頭、校長等】

○保護者への対応

○再発防止に向けた環境構成の取組【P T A執行委員（校長、教頭を含む）、主任児童委員、学校評議員】

4月	・PTA本部役員会、学校評議員会等で「方針」説明 ・「方針」と「児童理解力」の共通理解を図る職員研修実施 ・確かな力をつける授業づくりに関する職員研修実施	学級懇談会
5月	・Webページ等による「方針」概略の発信 ・いじめの未然防止と学級経営に関する職員研修実施 ・学校評価①（組織、運営体制に関すること） ・教育相談週間（児童向け）	心のアンケート 家庭訪問
6月	・外部講師による、児童向けネットいじめに関する学習	いじめのアンケート
7月	・学校評価②（成果と課題）→指導部会→職員会議 ・人権七夕週間の取組 人権七夕の全校集会 ・職員、保護者向けネットいじめ研修 ・教育相談週間（児童向け） ・保護者との個別懇談でネットいじめ防止啓発（夏季休業中）	第1回県いじめ調査 学級懇談会 夏季休業中の指導 個別懇談
8月	・教育相談に関する職員研修実施 ・生徒指導主事、特別支援コーディネーターによる、職員への伝達講習	
9月	・協働・共生の力を發揮する運動会の取組	
10月	・学校評価③（KJ法による：成果と課題）→指導部会→職員会議 ・「方針」と学校評価結果を関連させた職員研修の実施 ・教育相談週間（児童向け） ・保護者向け情報モラル学習会	心のアンケート 学級懇談会
11月	・がんばりを認め合い喜び合う学習発表会の取組 ・不登校の現状と解決策、自殺予防教育に関する職員研修の実施	
12月	・「ひびきあい週間」の取組 ひびきあいの日の全校集会 ・いじめの未然防止と学級経営に関する職員研修の実施 ・QUを活用した、児童理解と学級経営に関する学習会	いじめのアンケート 第2回県いじめ調査 個別懇談
1月	・学校評価④（成果と課題）→指導部会→職員会議 「方針」の見直し・改善 ・教育相談週間（児童向け）	心のアンケート
2月	・新年度の学校経営構想と「改善方針」を踏まえた各種全体計画作成	学級懇談会
3月	・「命のつながりを考える日」の取組	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

### 年間を通して行う取り組み

- ・保護者向け教育相談日の位置づけ（7、8月以外の毎月）
- ・生徒指導の情報交流（毎週木曜）
- ・校内いじめ防止・対策委員会の開催（隨時）